みよし町民文化祭に参加を希望する皆様へ

6月27日(木)藤久保公民館ホール 午後7時から、第1回全体会(参加団体説明会)があります。 文化祭に参加希望される団体・個人は、下記の主旨をご理解の上、全体会に必ずご出席ください。 公民館3館で配布する「参加計画書」に参加内容詳細をご記入の上、公民館に提出してください。 (参加計画書の様式はホームページにも掲載しております。)

第57 回みよし町民文化祭開催要項

1 趣 旨

三芳町の各種文化団体並びに町民の皆様に、作品や公演など芸術文化鑑賞の機会を提供することにより、 町の文化振興の向上を図り、その活動を通じ多くの町民、団体が交流することを目的として開催する。

- 2 主催 みよし町民文化祭実行委員会
- 3 主 管 三芳町文化協会 三芳町教育委員会
- 4 後 援 三芳町
- 5 文化祭の主な行事内容と期間

コピスみよし ダンスの集い(10月 19 日(土)) ・ 音楽祭(10月 20 日(日))

藤久保公民館 カラオケのつどい(10月26日(土)) ・ 民舞のつどい(10月27日(日))

作品展示、模擬店、ハイベント部門:11月2日(土)~11月4日(月・祝)

(準備11月1日午後1時30分:撤収11月4日午後4時)

- ・美術、文芸、書道、手工芸品、生け花、等の作品展示
- ・模擬店、その他のジャンルによる小イベント等

子ども美術展(絵画・写真・書写展) 10月 19 日~11 月 4 日

6 会 場 文化会館コピスみよし(ステージイベント部門 ダンスのつどい・音楽祭)

藤久保公民館 内外(カラオケのつどい・民舞のつどい、作品展示、模擬店、囲碁将棋、子ども美術展)

7 参加資格と方法

町内在住在勤で上記の趣旨を理解し、町内の文化振興に寄与すると判断される、団体、個人。 ただし、次の事項に該当するものは**参加できません。**

- 1) 営利行為、売名行為などを主目的とする公共性を持たない団体や個人
- 2) 政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体や個人
- 3) その他実行委員会が不適当と判断した団体や個人

※公民館に参加計画書の提出、6月27日(木)午後7時からの**第1回全体会(参加団体説明会)**に参加をしてください。

8 参加運営協力金

広報等、全体の運営に関わる運営費を参加者相互で扶助することを目的に、参加運営協力金を集めます。

- ・藤久保公民館イベント(民舞民謡、作品展示、囲碁将棋、みらい広場 ⇒300円)
- ・コピスイベント (音楽祭、ダンスの集い等ステージイベント ⇒ 500円)

9 その他参加に関する注意事項

- 1) 参加団体・個人は、実行委員会の一員として実行委員となり、各部門に属し、<u>文化祭の運営(内容検討の各</u>種会議への参加、設営準備、当日の運営、片付け)を行う。
- 2) 参加団体・個人が作り上げる文化振興、交流を目的としたイベントです。個展や発表会ではありません。希望するステージまたは作品展示等に関して、出演時間や出品スペース・出品数など、実行委員会で検討し、制限を設ける場合がある旨ご了承の上、参加してください。
- 3) 作品即売については、事前に申請をして実行委員会より許可を受けた団体のみとします。 即売を目的とした参加は、文化祭の主旨から、お断りする場合もあります。
- 10 問い合わせ 藤久保公民館 049-258-0690